

運輸安全マネジメントの取り組み

株式会社 福島運輸

安全方針

«輸送の安全は我が社の根幹»

輸送の安全に関する目標

【平成 28 年度目標】

«123 日間 無事故、無違反»

(期間：平成 28 年 7 月 21 日～11 月 20 日)

目標達成のための計画

山梨県交通対策推進協議会主催の平成 28 年度『セーフティードライブチャレンジ 123 作戦』に全従業員が参加し、1 チーム 5 人編成で連帯意識を強く持つ中で、123 日間の無事故、無違反達成を目指す。

平成 27 年度目標達成状況

参加チーム名	達成人数	未達成人数	達成状況
福島 1	5 人	0 人	達成
福島 2	5 人	1 人	未達成
福島 3	5 人	0 人	達成
福島 4	5 人	1 人	未達成
福島 5	5 人	0 人	達成
福島 6	5 人	0 人	達成
福島 7	5 人	0 人	達成
福島 8	5 人	0 人	達成
福島 9	5 人	1 人	未達成
福島 10	5 人	0 人	達成
福島 11	5 人	1 人	未達成

55 人中 51 人達成

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

2015年4月1日～2016年3月31日の事故類型別事故件数は、下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者を生じたもの	0件
自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
操縦装置又は乗降の扉の開閉装置の不適切な操作により11日以上医師の治療を要する障害を生じたもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの損傷又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
行政処分と是正措置	該当なし
総件数	0件

転覆：自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したもの

転落：自動車が道路外に転落した場合で、0.5メートル以上のもの

重傷者：入院14日以上障害、入院を要する傷害で治療期間30日以上のもの等

国土交通大臣が報告を指示したもの：

1. 20人以上の軽傷者を生じたもの
2. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
3. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
4. 10台以上の多重衝突を生じたもの
5. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等の薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反

によるもの

株式会社 福島運輸